

更 新

識名靈園那霸市民共同墓短期収蔵納骨室の使用期間は5年間です。引き続き使用を希望する場合は、下記の必要な書類などをご準備のうえ、環境保全課の窓口で「更新」の手続きを行って下さい。

※代理人が手続きを行う場合は、注意事項を確認して下さい。

※使用継続希望で、使用者が死亡した場合は、承継（名義変更）の手続きが必要です。

ご準備していただく物

① 使用許可証

② 那霸市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書

※使用者の住所に変更があれば住所変更手続きが必要です。

※なお、市外在住の場合、使用者の特別住民抄本(本籍記載のもの)が1通必要です。

③ 使用者の身分証（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・障害手帳など）

④ 使用料（5年分）

申請者住所地	1体用	2体用
市内	25,000円	50,000円
市外	37,500円	75,000円

⑤ 関係人届

※少なくともお一人、使用者とは別の方で連絡のつく方をご記入ください。

※同世帯の場合は、同一の電話番号は不可とさせていただきます。

※関係人氏名は、手書き（自署）でお願いします。

※市外の方を関係人にする場合、関係人の特別住民票抄本（本籍地記載のもの）1通が必要です。

※ 注意事項 ※

※代理人が手続きを行う場合は、委任状、使用者の身分証（コピー可）、代理人の身分証が必要です。

※使用者の身分証や住民票が不備の場合、手続き出来ない事がありますので、ご注意ください。

※使用期間の満了前に施設を返還した場合でも、すでに納めた使用料金の還付はありませんのでご了承ください。

第3号様式(規則第6条第1項関係)

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書

年　月　日

那覇市長 宛

申請者 本籍

住所

氏名

電話番号

次のとおり那覇市民共同墓の短期収蔵納骨室を使用(新規・更新・一時使用)
したいので申請します。

施設名	・那覇市民共同墓 短期収蔵納骨室	・1体用	
		・2体用	
		・特殊壇	
許可番号	那環保第 年 月 日		
納骨壇の位置			
収蔵予定者及び 申請者との続柄	氏名		続柄
	氏名		続柄
添付書類			
収蔵希望日			
備考			

注 1 那覇市民共同墓短期収蔵納骨室には、入室することはできません。

2 使用期間は5年。1回に限り許可を得て更新することができます。(ただし、条例第7条第1項ただし書きの規定によるものを除く。)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

関係人届

那覇市長 宛

申請者 本籍

住所

氏名

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室の使用申請にあたり、使用者の関係人として届け出ます。

施設名 (番号等)	・短期収蔵納骨室()
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

関係人 本籍 _____

住所 _____

氏名(署名) _____ 申請者との続柄()

電話番号 _____

関係人 本籍 _____

住所 _____

氏名(署名) _____ 申請者との続柄()

電話番号 _____

※氏名は、手書き(自署)でお願いします。